

第 2 6 回 農業委員会総会議事録

令和 7 年 8 月 2 7 日開会

中標津町農業委員会

令和7年8月27日、第26回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	小 沼	大
3番	纓 坂	直 俊
5番	山 下	幸 枝
6番	助 口	明
7番	遠 藤	昭 男
8番	船 越	信 雄
9番	二 瓶	裕 貴
10番	横 田	千 秋
11番	長谷川	孝 二
12番	田 中	洋 希
13番	竹 村	聡
14番	瀧 本	和 男
16番	中 村	正 生
17番	笠 原	康 博
18番	本 田	信 幸

本日欠席した委員

2番	西 塚	知 也
4番	福 嶋	寿 顕
15番	後藤田	宏 幸

附議した案件

- (イ) 議案第127号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- (ロ) 議案第128号 現況証明願いについて
- (ハ) 議案第129号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について
- (ニ) 議案第130号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について

本日出席した職員

事 務 局 長	杉 山	隆
農 地 係 長	吉 田	佳 弘
係	齋 藤	光 代

(開 会 10時30分)

議 長 定刻になりました。ただいまの出席委員は15名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第26回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
9番、二瓶 裕貴 委員。
10番、横田 千秋 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。
(挙手あり) 事務局長。

事務局長 7月24日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。
項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと存じます。
8月7日、釧路市役所におきまして、令和7年度根釧女性農業委員の会総会が開催され、会長が出席しております。また、8月25日、北海道農業会議 第5回常設審議委員会が札幌市にて開催され、会長が出席されております。以上で会務報告を終わります。

議 長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、議案第127号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程致します。内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました議案第127号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」(1)について事務局よりご説明いたします。2ページをお開きください。
(1) 1. 当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。
借主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。
2から6は議案記載のとおりです。この案件につきましては、議案第129号(3)に関連するもので、現在、賃貸借している農地について、借主を変更するため、期間内解約するものです。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。本案件は原案のとおり決するこ

とに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。
日程4、議案第128号「現況証明願いについて」を上程致します。(1)(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願い致します。
(挙手あり) 小沼委員。

小沼委員 上程になりました議案第128号「現況証明願いについて」(1)(2)について説明いたします。4ページをお開きください。

(1) 1、申請人の住所、氏名、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から3は議案記載のとおりです。4. 見取図については、5ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は、農業振興地域内の農業用施設用地であり、公簿は畑ですが、現況が農業用施設用地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和7年8月15日、第1地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。

6ページをお開きください。

(2) 1、申請人の住所、氏名、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から3は議案記載のとおりです。4. 見取り図については、7ページのとおりです。本案家につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は、農業振興地域内の白地であり、公簿は畑ですが、現況が宅地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和7年8月15日、第1地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。(3)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第128号(3)について説明いたします。8ページをお開きください。

(3) 1. 申請人の住所、氏名、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から3は議案記載のとおりです。4. 見取図については、9ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は、農業振興地域内の白地であり、公簿は畑ですが、現況が原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和7年8月20日、第2地区推進班で確認

し、現況については農地・採草放牧地以外であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(4)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 二瓶委員。

二瓶委員 上程になりました議案第128号(4)について説明いたします。10ページをお開きください。

(4) 1. 申請人の住所、氏名、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。
2から3は議案記載のとおりです。4. 見取図については、11ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は、農業振興地域内の農業用施設用地であり、公簿は畑ですが、現況が宅地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和7年8月18日、第4地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。本案件は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。
日程5、議案第129号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について」を上程致します。(1)(2)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願い致します。
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第129号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について」(1)(2)について説明いたします。13ページをお開きください。

(1) 1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業
貸主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、〇〇。

借主、札幌市中央区〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から7は議案記載のとおりです。8、見取図については、15ページのとおりです。

なお、(2)につきましては(1)で〇〇〇〇が借り入れした農地を貸し付けするものですので、一括してご説明いたします。14ページをお開きください。

(2) 1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主、札幌市中央区〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から8は議案記載のとおりです。9、見取図については、15ページのとおりです。

この2件につきましては、〇〇である〇〇〇〇が〇〇〇〇氏から借り入れした農地を〇〇〇〇氏に貸し付けるものです。別添チェックリストのとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項等、許可要件をすべて満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。(3)(4)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第129号(3)(4)について説明いたします。16ページをお開きください。

(1) 1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、〇〇。

借主、札幌市中央区〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から7は議案記載のとおりです。8、見取図については、18ページのとおりです。

なお、(4)につきましては(3)で〇〇〇〇が借り入れした農地を貸し付けするものですので、一括してご説明いたします。17ページをお開きください。

(2) 1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主、札幌市中央区〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、〇〇。

2から7は議案記載のとおりです。8、適用 農業経営基盤強化促進事業。、9、見取図については、18ページのとおりです。

この2件につきましては、〇〇である〇〇〇〇が〇〇〇〇氏から借り入れした農地を〇〇〇〇氏に貸し付けるものです。別添チェックリストのとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項等、許可要件をすべて満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ、質疑を打ち切ります。おはかり致します。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。
日程 6、議案第 130 号「農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を上程致します。
内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました、議案第 130 号「農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」事務局よりご説明致します。20 ページをお開きください。
令和 7 年度分といたしまして、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇
以上 5 件の提出がありました。令和 7 年 7 月 31 日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。
以上報告いたします。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本件は、承認されました
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、第 26 回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉 会 10 時 50 分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年8月27日

会 長 _____

9 番 _____

10 番 _____